

第 82 回国民スポーツ大会・
第 27 回全国障害者スポーツ大会
長野県準備委員会

第 4 回宿泊・衛生専門委員会



第82回国民スポーツ大会・
第27回全国障害者スポーツ大会
マスコットキャラクター
長野県PRキャラクター「アルクマ」
©長野県アルクマ

令和 7 年 2 月 18 日（火）

書面開催

第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会 長野県準備委員会 第 4 回宿泊・衛生専門委員会 目次

1 目次

2 委員名簿

3 報告事項

- (1) 準備委員会における決定事項について
- (2) 第 2 回食事部会の開催結果について

4 審議事項

- (1) 信州やまなみ国スポ・全障スポ 食事の提供方針（案）について

5 参考資料

- (1) 第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会 長野県準備委員会専門委員会規程の改正について
- (2) 第 82 回国民スポーツ大会 開催予定施設の変更について
- (3) 第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会 文化プログラム実施基本方針
- (4) 第 82 回国民スポーツ大会 デモンストラーションスポーツ実施競技及び会場地市町村第 3 次選定について
- (5) 第 82 回国民スポーツ大会 自衛隊協力要請基本方針
- (6) 第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会 警備・消防防災基本方針

宿泊・衛生専門委員会 委員名簿

(委員は順不同、敬称略)

職名	氏名	所属・役職等
委員長	中村 実彦	長野県旅館ホテル組合会 会長 (長野県ホテル旅館生活衛生同業組合 理事長)
副委員長	溝口 圭一	一般社団法人長野県医師会 常務理事
委員	中島 邦雄	一般社団法人長野県観光機構 常務理事兼パブリック事業1部マネージャー
〃	臺 容之	一般社団法人日本旅行業協会関東支部長野県支部 支部長
〃	長崎 義一	一般社団法人長野県旅行業協会 代表理事
〃	大滝 祐吉	一般社団法人長野県歯科医師会 副会長
〃	内藤 隆文	一般社団法人長野県薬剤師会 副会長
〃	石井 絹子	公益社団法人長野県看護協会 専務理事
〃	伊藤 一紀	日本赤十字社長野県支部 事務局長
〃	加藤 光朗	長野県JSP0公認スポーツドクター協議会 会長
〃	西澤 尚	長野県消防長会 会長
〃	水野 尚子	公益社団法人長野県栄養士会 監事
〃	湯本 忠仁	一般社団法人長野県調理師会 会長
〃	町田 公一	一般社団法人長野県食品衛生協会 副会長
〃	加藤 浩康	長野県保健所長会 上田保健福祉事務所長
〃	赤津 英男	公益財団法人長野県スポーツ協会 総務課長
〃	月岡 俊明	公益財団法人長野県障がい者スポーツ協会 常務理事兼事務局長
〃	棚田 益弘	長野県健康福祉部健康福祉政策課 課長
〃	久保田 敏広	長野県健康福祉部医療政策課 課長
〃	藤木 秀明	長野県健康福祉部障がい者支援課 課長
〃	福井 秀樹	長野県健康福祉部食品・生活衛生課 課長
〃	新井 隆司	長野県環境部資源循環推進課 課長
〃	小山 浩一	長野県観光スポーツ部観光誘客課 課長

計 23名

報告事項

準備委員会における決定事項について

会議・開催日	決定事項	所掌専門委員会						
		総務 企画	競技 運営	広報 県民	宿泊 衛生	輸送 交通	式典 会場	警備 消防
第13回常任委員会 令和7年2月12日 オンライン会議	第82回国民スポーツ大会・ 第27回全国障害者スポーツ 大会 長野県準備委員会専 門委員会規程の改正							
	第82回国民スポーツ大会 開催予定施設の変更	○						
	第82回国民スポーツ大会・ 第27回全国障害者スポーツ 大会 文化プログラム実施 基本方針	○						
	第82回国民スポーツ大会 デモンストラーションスポ ーツ実施競技及び会場地市 町村第3次選定		○					
	第82回国民スポーツ大会 自衛隊協力要請基本方針		○					
	第82回国民スポーツ大会・ 第27回全国障害者スポーツ 大会 警備・消防防災基本方 針							○

内容の詳細につきましては、参考資料（p.14～）を御参照ください。

第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会
長野県準備委員会 宿泊・衛生専門委員会
第 2 回食事部会（書面開催）の開催結果について

1 開催日

令和 7 年 1 月 20 日（月）

2 開催方法

書面開催

3 部会概要

〈審議事項〉

信州やまなみ国スポ・全障スポ 食事の提供方針（案）について

【委員からの御意見】

①（委員） 食事の提供方針（案）の「6 長野らしさ」に、「(3) メニュー表等により、県産品食材の産地や特徴等の周知に努める。」を追加してはいかがか。

その他検討事項として、「産地、地産地消のメリット・必要性」や「環境に配慮して生産された農産物、環境への配慮の必要性」に訴求するポスターの掲示等を実施する。

（事務局） 開催年に実施予定の宿泊施設への説明会において、おもてなしの一環としてメニュー表等により県産品の産地や特徴等について周知を図るよう提案することを検討いたします。

地産地消や環境に配慮した農産物等の訴求に関する取り組みにつきまして、県準備委員会として今後検討してまいります。

②（委員） 「信州やまなみ国スポ・全障スポ 食事の提供方針（案）」について、会議資料 p. 3 の図と p. 4 の表の数値が一致しない箇所があるように見受けられるがいかがか。

（事務局） 御指摘いただいたとおり、p. 3 の図から読み取れる値と p. 4 の表の数値が一致しない箇所がございました。p. 3 の図「女性アスリートの競技種目別目標エネルギー摂取量」の新体操と競泳を修正いたしました。

【審議結果】

有効回答数 10 人

「承認します」と回答した委員数 10 人

「承認しません」と回答した委員数 0 人

→ 上記②について、一部修正して承認

〈その他〉

弁当調製施設調査の実施について

【委員からの御意見】

(委員) 弁当調製能力の調査において、今後（令和8、9年など）、弁当調製施設の衛生レベルの評価を行ってはいかがか。施設ごと調理品の菌数を測定し、科学的根拠に基づく衛生指導を行い、安全な食品の提供につなげることができる。

今後、医事・衛生部会などで御検討いただければと思います。

(事務局) 弁当調製施設の衛生対策について、先催県では選定された弁当調製施設に対し、衛生面における指導や検査等を行っております。

本県においても、医事・衛生部会と連携を図りながら今後、具体的に検討してまいります。

4 審議事項の承認日

令和7年1月31日（金）

審議事項

信州やまなみ国スポ・全障スポ 食事の提供方針（案）

1 はじめに

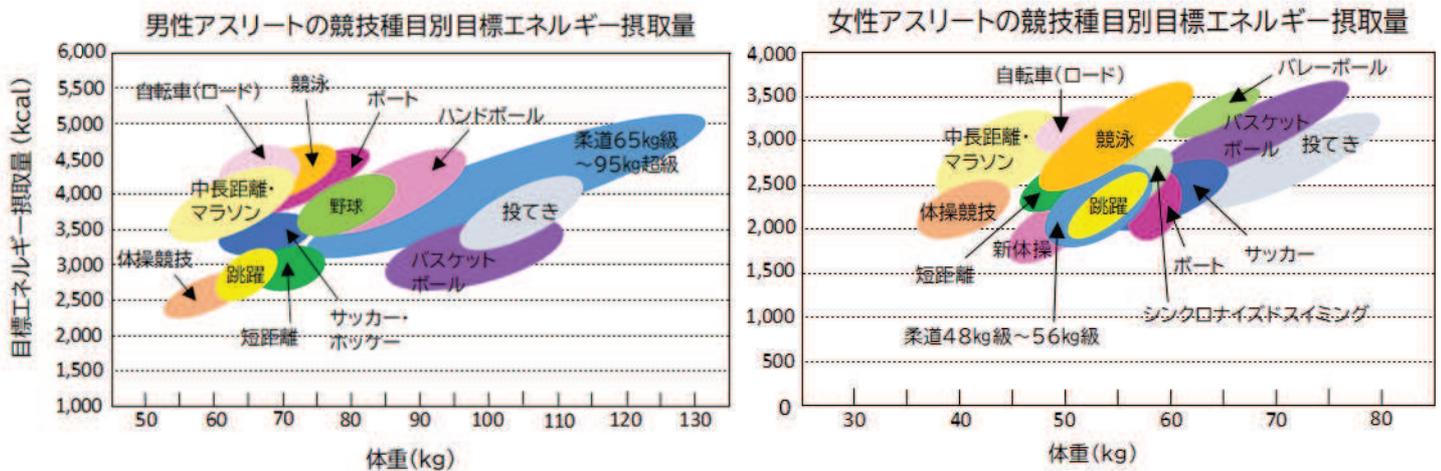
この方針は、信州やまなみ国スポ・全障スポに参加する選手等が最良のコンディションで活躍できるよう、宿泊施設が栄養面や衛生面に考慮し、かつ、長野県らしさを盛り込んだ食事を次の方針に基づいて提供することを目的とする。

2 栄養基準量

(1) 選手等の1日当たりの栄養基準量は、概ね下表を目安とする。

エネルギー	たんぱく質	脂質	炭水化物	ミネラル		ビタミン				食物繊維
				カルシウム	鉄	A	B1	B2	C	
kcal	g	g	g	mg	mg	μg/ml	mg	mg	mg	g
3,000	120	80	450	1,000	15	900	1.6	1.8	150	20

(2) 競技別の1日当たりのエネルギー摂取量は、概ね下表を目安とする。



注) 日本人アスリートの基準体型と日本人（または欧米人）で報告された最新の摂取エネルギー基準値 (kcal/kg) から1日当たりの目標量を算出した。あくまでも目標値であり、身長や活動強度、活動時間、熟練度、トレーニング目標などにより大きく変動するため、選手は体重や身体組成を継続的に管理し、各自に見合った目標量を設定する必要がある。

出典：(公財) 日本体育協会スポーツ医・科学専門委員会 監修，小林修平・樋口満 編著 アスリートのための栄養・食事ガイド，第一出版，第3版（2014），p. 92

(単位：kcal)

競技	男性	女性
新体操	—	1,600～2,200
体操競技	2,200～2,900	1,900～2,500
跳躍	2,500～3,100	1,900～2,600
短距離	2,600～3,300	2,300～2,800
バスケットボール	2,600～3,600	2,600～3,600
サッカー	3,100～3,700	2,000～2,600
ホッケー	3,100～3,700	—
柔道	3,200～5,100	1,800～2,600
投てき	3,300～4,200	2,300～3,300
中長距離・マラソン	3,300～4,300	2,200～3,400
シンクロナイズドスイミング (アーティスティックスイミング)	—	2,200～2,800
野球	3,400～4,300	—
ハンドボール	3,400～4,600	—
ボート	3,500～4,600	1,900～2,600
競泳	3,600～4,600	2,400～3,600
自転車(ロード)	3,900～4,600	2,900～3,400

引用：(公財)日本体育協会スポーツ医・科学専門委員会 監修，小林修平・樋口満 編著
アスリートのための栄養・食事ガイド，第一出版，第3版(2014)，p.92

(3) 選手の性別や年齢、体格、運動量等により必要なエネルギー量や栄養素の摂取量が異なるため、選手・監督等と相談し、1日又は1食当たりのエネルギー量を決定すること。

3 食品構成

上記の栄養基準量に対応した1日当たりの食品の摂取量は、概ね下表を目安とする。

食品群	1日あたりの摂取量(g)	食品群	1日あたりの摂取量(g)
穀類(米)	460	緑黄色野菜	150
肉類	110	その他の野菜	250
魚介類	70	海藻類(乾燥)	3
卵類	60	きのこ類(生)	20
豆・豆製品	70	果物類	300
乳・乳製品	450	砂糖類	20
いも類	100	油脂類	30

4 選手等の食事について

(1) 食事の基本構成

- ・主食1品、主菜1品、副菜2品、牛乳・乳製品1品、果物1品を基本構成とする。

(2) 試合前、試合後の食事の違い

① 試合前

- ・食べ慣れた食事を中心に提供し、十分な量を摂取できるようにする。
- ・刺激物や揚げ物、食物繊維を多く含む食材は避け、消化吸収に負担の少ないものを提供する。
- ・食品衛生対策の観点から、肉類や魚介類は加熱調理する等、生ものをそのまま使用する料理は提供しない。

② 試合当日

- ・食べ物が胃の中に残らないよう、試合開始の3～4時間前までに食事を済ませることができるよう提供する。
- ・牛乳・乳製品は腹痛を引き起こす場合があるため、必ずしも提供しなくても構わない。

③ 試合後

- ・試合後は食欲低下により、食事が摂れないこともあるため、食べやすいものを提供する。
- ・翌日以降も試合がある場合は、試合前の食事と同様に配慮する。

(3) 各競技の特性に合わせた食材の提供

瞬発系…筋力、持久力を合わせて高めることが必要なため、たんぱく質と炭水化物（糖質）を多く含む食材を取り入れる。

例：肉、魚、卵、大豆製品、牛乳・乳製品、ごはん、麺類、パン、いも類、かぼちゃ、果物

持久系…エネルギー源となる炭水化物（糖質）、貧血予防のための鉄分とビタミンCを多く含む食材を組み合わせ取り入れる。

例：ごはん、麺類、パン、いも類、かぼちゃ、果物、レバー、ひじき、ほうれん草、ブロッコリー

筋力系…筋肉の材料となるたんぱく質を多く含む食材を取り入れる。

例：肉、魚、卵、大豆製品、牛乳・乳製品

球技系…瞬発系と持久系の食材を組み合わせる。

(4) エネルギー量の調節方法

- ・体重管理が必要な競技もあることから、食事量（特に主食）は選手等が自身で量を調整できるように配慮すること。

(5) 試合時間に合わせて食事の提供時間を柔軟に対応する。

- ・競技によって早朝の朝食の提供の要望があった場合にはできる限り柔軟に対応する。

(6) バイキング形式の場合、時間差で来た選手等の食事がなくなることはないよう、全ての宿泊者が同じ条件で食事ができるよう考慮する。

5 選手等のコンディションへの配慮

- (1) 一般的な家庭料理を中心に、食べ慣れた食事を提供する。
- (2) 食べる量を選手等が調整できるような食事内容とする。
 - ・特に、納豆、豆腐、牛乳、ヨーグルト、オレンジジュース等、個包装で常備が可能なものは選手等が毎食自由に食べられるように準備する。
- (3) ビタミン、ミネラルが不足しないよう留意する。
 - ・新鮮な野菜、果物や100%果汁のジュース等を提供する。
 - ・緑黄色野菜と淡色野菜を組み合わせる。
- (4) 腸内環境を整える食材を積極的に使用する。
 - ・新鮮な野菜やヨーグルト、納豆を提供する。
- (5) 消化吸収がよい食材・料理を使用する。

例：うどん、卵雑炊、具だくさんスープ・みそ汁
- (6) 体力維持に効果的な食材を積極的に使用する。
 - ・ごはん、肉、魚介、卵、牛乳・乳製品等の食材をバランス良く組み合わせる。
- (7) 疲労回復に効果的な食材を積極的に使用する。
 - ・ビタミンB1、ビタミンC、クエン酸、たんぱく質が不足しないようにする。

例：豚肉、枝豆、きな粉、トマト、かつお、鮭、卵、チーズ、にら、オレンジ
- (8) 肉類、魚介類は加熱調理する。
 - ・肉類、魚介類は中心部を75℃以上で1分以上加熱する。
 - ・刺身、生卵等、生ものを提供しない。
- (9) 揚げ物や脂質を控えめにする。
 - ・天ぷらやフライを避ける。
 - ・肉類は脂身の少ない部位を使用し、鶏肉の皮は取り除く。
- (10) 試合当日の朝食は特に、食物繊維を多く含む食材は避ける。

6 長野県らしさ

- (1) 朝夕の食事につき、1～2品は郷土料理を提供するよう努める。
- (2) おもてなしの観点から、できる限り県産品を提供するよう努める。

7 食品衛生

- (1) 食中毒を防ぐためHACCPに沿った衛生管理を徹底する。
- (2) 食材を適切に管理する。
 - ・食材の納品時に鮮度、におい、包装の状態、表示、品温等に問題がないか確認する。
 - ・納品後の食材の温度管理を適切に行う。
- (3) 調理設備や調理器具等の洗浄・消毒・殺菌を徹底する。
 - ・調理器具等は使用の都度、洗浄・消毒をする。次の使用時まで衛生的に管理し、常に清潔なものを使用する。
 - ・調理室内は計画的に清掃を行う。

- (4) 食品取扱者の健康管理や衛生管理を行う。
- ・就業前に食品取扱者の健康状態や手指の傷の有無、着衣等を確認する。
 - ・調理作業の前、盛り付けの前、トイレの後等、必要なタイミングで衛生的な手洗いを
行う。
- (5) 調理工程に応じた重要管理のポイントを定め、定めたポイントに沿った衛生管理を実施する。
- (6) 出来上がった食事はできる限りすぐに提供する。
- ・調理した食品は菌が増殖する温度帯（10～60℃）に長時間放置しない。
 - ・室温に長時間放置したものは廃棄する。
 - ・温め直す場合は、十分に加熱する。
- (7) アレルギー物質を含む食品に起因する健康被害を未然に防止するため、食品表示法によるアレルギー表示の基準に沿って使用食材を表示すること。

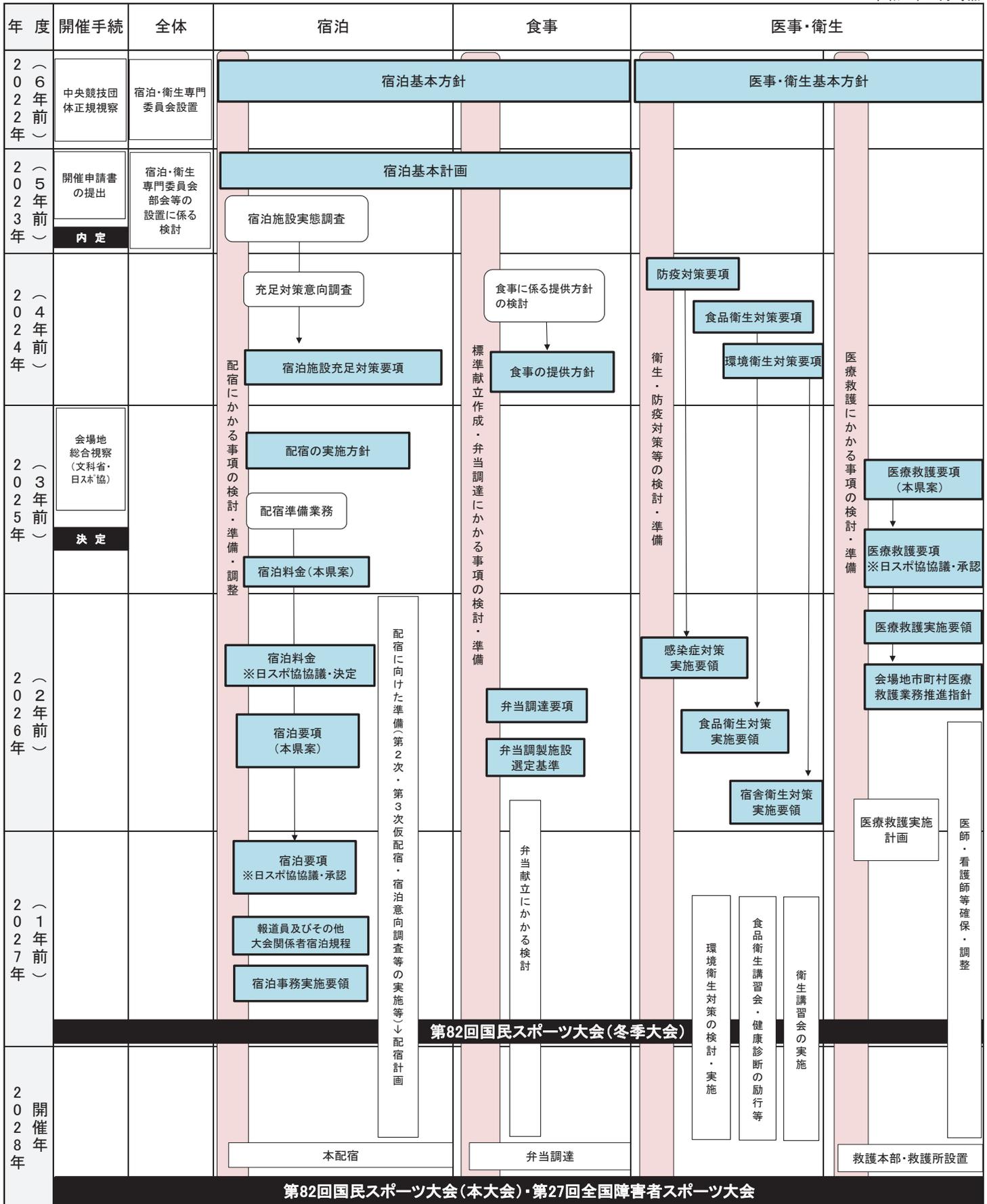
食物アレルギー表示対象品目

義務表示：特定原材料（8品目）

えび・かに・くるみ・小麦・そば・卵・乳・落花生（ピーナッツ）

宿泊・衛生専門委員会の主な審議事項等の今後のスケジュール

令和6年12月時点



※先惟県を参考に作成しているため、今後変更となる可能性があります。

※太枠で囲われている方針、計画等は、専門委員会で審議予定の事項です。

(国スポの宿泊料金は日本スポーツ協会と協議のうえ、日本スポーツ協会が決定。)

(国スポの宿泊要項、医療救護要項は日本スポーツ協会と協議し、承認を得る必要がある。)

参 考 资 料

第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会 長野県準備委員会 専門委員会規程の改正について

1 長野県準備委員会専門委員会規程

(1) 改正の趣旨

全国障害者スポーツ大会専門委員会の設置に伴い、所要の改正を行う。

(2) 改正の内容

別紙 1、2 のとおり

(3) 施行日

第 13 回常任委員会の議決日

第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会
長野県準備委員会専門委員会規程 新旧対照表

改正後			改正前		
第1～6条 [略]			第1～6条 [略]		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
委員会名	付託事項	委任事項	委員会名	付託事項	委任事項
総務企画 専門委員会	(略)	(略)	総務企画 専門委員会	(略)	(略)
競技運営 専門委員会 (<u>全国障害者スポーツ大会を除く</u>)	1～3 (略) 4 デモンストレーションスポーツの実施 競技、競技会場地市町村及び競技施設の選定 に関すること。 5 (略)	(略)	競技運営 専門委員会	1～3 (略) 4 デモンストレーションスポーツ及び <u>オープン競技の実施</u> 競技、競技会場地市町村 及び競技施設の選定に に関すること。 5 (略)	(略)
広報・県民 運動専門委員会	(略)	(略)	広報・県民 運動専門委員会	(略)	(略)
宿泊・衛生 専門委員会	(略)	(略)	宿泊・衛生 専門委員会	(略)	(略)
輸送・交通 専門委員会	(略)	(略)	輸送・交通 専門委員会	(略)	(略)
式典・会場 専門委員会	(略)	(略)	式典・会場 専門委員会	(略)	(略)
警備・消防 専門委員会	(略)	(略)	警備・消防 専門委員会	(略)	(略)
全国障害者 スポーツ大会 専門委員会	1 <u>全国障害者スポーツ大会の基本的事項に関すること。</u> 2 <u>オープン競技の実施競技及び会場地市町村の選定に関すること。</u> 3 <u>その他全国障害者スポーツ大会に係る重要な事項に関すること。</u>	1 <u>全国障害者スポーツ大会の競技に関すること。</u> 2 <u>その他全国障害者スポーツ大会に関すること（他の専門委員会の委任事項は除く）。</u>			

第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会 長野県準備委員会専門委員会規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会会則第13条第3項の規定に基づき、専門委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の名称等)

第 2 条 委員会の名称並びに常任委員会からの付託事項及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第 3 条 委員会に次の役員を置く。

(1) 委員長 1名

(2) 副委員長 1名

2 委員長及び副委員長は、第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第 5 条 委員会は、運営上必要があるときは、部会を設けることができる。

2 部会の委員は、会長が委嘱する。

3 部会に関する事項は、委員長が定める。

(委任)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会長の承認を得て別に定める。

附 則

この規程は、平成29年12月20日から施行する。

この規程は、平成30年11月9日から施行する。

この規程は、令和2年12月18日から施行する。

この規程は、令和4年5月31日から施行する。

この規程は、令和5年2月8日から施行する。

この規程は、令和5年5月31日から施行する。

この規程は、令和6年7月26日から施行する。

この規程は、令和7年2月12日から施行する。

別表（第2条関係）

委員会名	付託事項	委任事項
総務企画 専門委員会	<ol style="list-style-type: none">1 総合的な計画の立案に関する事2 競技会場地市町村及び競技施設の選定に関する事（デモンストレーションスポーツ及びオープン競技を除く）。3 総合開・閉会式会場の選定に関する事。4 県及び競技会場地市町村の業務分担・経費負担方針に関する事。5 競技施設の整備計画に関する事。6 他の専門委員会に属さない重要な事項に関する事。	<ol style="list-style-type: none">1 総合的な計画の推進に関する事。2 文化プログラムに関する事。3 他の専門委員会に属さない事項に関する事。
競技運営 専門委員会 <u>（全国障害者スポーツ大会を除く）</u>	<ol style="list-style-type: none">1 競技運営等基本的事項に関する事。2 競技運営に係る計画の立案に関する事。3 競技用具の整備計画に関する事。4 <u>デモンストレーションスポーツ及びオープン競技</u>の実施競技、競技会場地市町村及び競技施設の選定に関する事。5 その他競技運営に係る重要な事項に関する事。	<ol style="list-style-type: none">1 競技運営に係る計画の推進に関する事。2 大会実施競技に関する事。3 競技役員等の養成及び編成に関する事。4 競技用具整備の推進に関する事。5 競技記録に関する事。6 リハーサル大会に関する事。7 その他競技運営に関する事。
広報・県民 運動専門委員会	<ol style="list-style-type: none">1 広報の基本的事項に関する事。2 県民運動の基本的事項に関する事。3 その他広報及び県民運動に係る重要な事項に関する事。	<ol style="list-style-type: none">1 広報及び啓発の実施に関する事。2 県民運動の推進に関する事。3 愛称・スローガン、マスコット等に関する事。4 報道機関との調整に関する事。5 記録映像及び記録写真に関する事。6 その他広報及び県民運動に関する事。

宿泊・衛生 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 宿泊の基本的事項に関すること。 2 医事・衛生の基本的事項に関すること。 3 その他宿泊及び医事・衛生に係る重要な事項に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 宿泊業務に関すること。 2 標準献立及び食品調達に関すること。 3 医療救護及び防疫に関すること。 4 食品衛生及び環境衛生に関すること。 5 その他宿泊及び医事・衛生に関すること。
輸送・交通 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 輸送及び交通の基本的事項に関すること。 2 その他輸送及び交通に係る重要な事項に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 全国輸送に関すること。 2 開・閉会式等の輸送に関すること。 3 競技会場の輸送に関すること。 4 その他輸送及び交通に関すること。
式典・会場 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 式典及び開・閉会式等の会場の基本的事項に関すること。 2 その他式典に係る重要な事項に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 開・閉会式等の企画及び運営に関すること。 2 式典音楽に関すること。 3 式典演技に関すること。 4 大会旗・炬火リレーに関すること。 5 開・閉会式等の会場の管理に関すること。 6 その他式典に関すること。
警備・消防 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 警備及び消防防災の基本的事項に関すること。 2 その他警備及び消防防災に係る重要な事項に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 警備及び消防防災に係る計画の推進に関すること。 2 その他警備及び消防防災に係る事項の推進に関すること。
<u>全国障害者 スポーツ大 会専門委員 会</u>	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>全国障害者スポーツ大会の基本的事項に関すること。</u> 2 <u>オープン競技の実施競技及び会場 市町村の選定に関すること。</u> 3 <u>その他全国障害者スポーツ大会に係る重要な事項に関すること。</u> 	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>全国障害者スポーツ大会の競技に関する こと。</u> 2 <u>その他全国障害者スポーツ大会に関する こと（他の専門委員会の委任事項は除く）。</u>

第82回国民スポーツ大会 開催予定施設の変更について

第 82 回国民スポーツ大会の競技会開催予定施設を、次のとおり変更する。

競技・種目	種別	市町村	開催予定施設	
			変更前	変更後
スポーツクライミング	全種別	大町市	大町市運動公園特設スポーツクライミング会場	旧長野県大町北高等学校跡地特設スポーツクライミング会場

(変更理由)

中央競技団体正規視察の結果を踏まえ、競技会開催予定施設の規模等を精査した結果、競技会開催予定施設を変更する必要性が生じたため。

第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会 文化プログラム実施基本方針

1 目的

多くの県民が文化・芸術活動を通じて、第 82 回国民スポーツ大会および第 27 回全国障害者スポーツ大会（以下「信州やまなみ国スポ・全障スポ」という。）に参加することで、開催気運を盛り上げるとともに、県民総参加の信州やまなみ国スポ・全障スポをめざす。

あわせて、長野県の歴史や文化・スポーツ・自然・食等のあらゆる魅力について全国へ発信する。

2 事業内容

文化プログラムの内容は、次のいずれかに該当し、第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会長野県準備（実行）委員会が認めたものとする。

- (1) スポーツに関する文化・芸術事業
- (2) 長野県の自然や歴史、伝統、文化等を発信する事業
- (3) その他文化プログラムの目的に沿うと認められる事業

3 事業実施者

文化プログラムの事業を実施できるものは、次のとおりとする。

- (1) 公益財団法人日本スポーツ協会、文部科学省、長野県および特定非営利活動法人
日本スポーツ芸術協会
- (2) 長野県内の市町村
- (3) 文化プログラムの開催目的に賛同する団体、機関等（宗教団体、政治団体は除く）

4 実施期間

文化プログラムの実施期間は、原則として令和 10 年 1 月 1 日から令和 10 年 12 月 31 日までの期間とする。

5 開催地

文化プログラムは原則として長野県内で実施する。

6 経費負担

文化プログラムの実施に係る経費は、3 に定める各事業の実施者が負担する。

第 82 回国民スポーツ大会 デモンストレーションスポーツ 実施競技及び会場地市町村第 3 次選定

No.	実施競技	主管団体	市町村	開催予定施設
1	スポーツフェスティバル	宮田村	宮田村	宮田村屋内運動場 他村内 20 施設
2	テコンドー	安曇野市テコンドー協会	安曇野市	A N C アリーナ (安曇野市総合体育館)
3	囲碁ボール	飯島町スポーツ推進委員会	飯島町	飯島町 飯島体育館
4	駅伝	伊那市スポーツ推進委員会	伊那市	伊那市陸上競技場
5	木ゾリ	一般社団法人 日本木ゾリ協会	長野市	長野市 づなっち広場
6	フロアホッケー	特定非営利活動人 日本フロアホッケー連盟	長野市	ホワイトリング (真島総合スポーツアリーナ)
7	ボルダリング	オブセオープンオアシス	小布施町	OBUSE OPEN OASIS (小布施総合公園スポーツ コミュニティセンター)
8	カーリング	御代田町スポーツ協会	御代田町	カーリングホールみよた
9	日本拳法	日本拳法長野県連盟	筑北村	筑北村本城体育館
10	飯綱町スポーツ レクリエーション	飯綱町公民館	飯綱町	飯綱町ふれあいパーク
11	ポッチャ	富士見町	富士見町	富士見町町民センター
12	バイアスロン	長野県バイアスロン連盟	白馬村	スノーハープ (白馬クロスカントリー競技場)
13	ヒップホップ ダンス	MHS Hip Hop Dance School	白馬村	白馬村 ウイング 21 アリーナ
14	ニュースポーツ イベント	山形村教育委員会	山形村	山形村農業者トレーニング センター 山形村ふれあいドーム 他

※選定経過

- 1 次選定 2 競技 (R6. 2. 8) : マレットゴルフ、少林寺拳法
 - 2 次選定 4 競技 (R6. 7. 26) : スポーツウエルネス吹矢、チャレンジフェスティバル、
スマートフェンシング、森林セラピー
 - 3 次選定 14 競技
- 計 20 競技

第 82 回国民スポーツ大会 自衛隊協力要請基本方針

1 趣 旨

第 82 回国民スポーツ大会の運営に万全を期するため、自衛隊に協力を要請することとし、その基本的事項を定めるものとする。

2 協力要請の範囲

協力を要請する範囲は、競技会の運営に関する次の事項を基本とする。

- (1) 通信に関すること
- (2) 輸送に関すること
- (3) 医療及び救急に関すること
- (4) 会場内外の整理に関すること
- (5) その他競技会の運営に関すること

3 協力要請期間

協力要請期間は、協力要請業務の遂行上必要な期間とする。

4 協力要請手続

協力要請の手続きは、次により進めるものとする。

- (1) 協力要請計画書案の提出
協力を要請する会場地市町村は、関係競技団体と協議・調整のうえ、協力要請計画書案を作成し、第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会長野県準備（実行）委員会（以下「県準備（実行）委員会」という。）に提出する。
- (2) 協力要請計画書の作成
県準備（実行）委員会は、4（1）の協力要請計画書案について、自衛隊及び会場地市町村と協議・調整の上、協力要請計画書を作成する。
- (3) 協力要請
協力要請計画書に基づき、県準備委員会会長は防衛大臣に対し、協力を要請する。
- (4) 協定締結
県準備（実行）委員会は、協力要請後、自衛隊と協力に関する協定を締結する。

5 業務分担

県準備（実行）委員会と会場地市町村との業務分担は、概ね次によるものとする。

- (1) 県準備（実行）委員会が分担する業務
 - ア 自衛隊及び関係機関との連絡、調整並びに協力要請計画書の作成
 - イ 自衛隊への協力要請及び協定締結
 - ウ 全般的な協力要請に係る自衛隊への物品の提供及び便宜供与
- (2) 会場地市町村が分担する業務
 - ア 関係競技団体との連絡、調整及び協力要請計画書案の作成
 - イ 協定締結に基づく競技種目別覚書の交換
 - ウ 自衛隊との細部事項に係る連絡及び調整
 - エ 競技種目別協力要請業務に係る自衛隊への物品の提供及び便宜供与

6 経費負担区分

県準備（実行）委員会及び会場地市町村は、前項の業務分担に基づき必要な経費をそれぞれ負担する。

7 その他

この方針に定めるもののほか、自衛隊への協力要請に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会 警備・消防防災基本方針

第 82 回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）及び第 27 回全国障害者スポーツ大会（以下「全障スポ」という。）における警備・消防防災対策及び大規模災害・突発重大事案対策については、安全かつ円滑な両大会の運営に向けて万全を期すよう、この基本方針により実施する。

1 警備・消防防災業務の推進

県及び会場地市町村は、警察、消防、医療等の関係機関及び団体等（以下「関係機関及び団体等」という。）と相互に緊密な連携のもと、警備・消防防災体制の確立を図り、警備・消防防災業務を推進する。

2 実施業務

(1) 自主警備業務

- ア 自主警備体制の確立に関する事。
- イ 雑踏事故、事件等の防止に関する事。
- ウ 交通誘導整理に関する事。
- エ 関係機関及び団体等との緊密な連携に関する事。

(2) 消防防災業務

- ア 火災その他の災害予防に関する事。
- イ 火災その他の災害発生時の情報収集・伝達、避難誘導及び消防防災体制（救急・救助体制を含む。）の確立に関する事。
- ウ 関係機関及び団体等との緊密な連携に関する事。

(3) 大規模災害・突発重大事案対策業務

- ア 発生に備えた連絡調整体制及び臨時組織体制の整備確立に関する事。
- イ 発生時の情報収集・伝達、避難誘導及び救急・救助体制の確立に関する事。
- ウ 発生時の関係機関及び団体等との緊密な連携に関する事。

3 実施場所

(1) 県

- ア 国スポ及び全障スポ（以下「両大会」という。）における開・閉会式会場及び主催する関連イベント会場並びにその周辺
- イ 国スポにおける県外開催競技の競技会場、練習会場及び宿泊施設並びにその周辺
- ウ 全障スポにおける競技会場、練習会場及び宿泊施設並びにその周辺

(2) 会場地市町村

- ア 国スポにおける競技会場、練習会場、宿泊施設及び主催する関連イベント会場並びにその周辺
- イ 全障スポにおける競技会場、練習会場及び宿泊施設並びにその周辺

4 業務内容

(1) 両大会開催前

別記1「両大会準備期間中における実施細目」のとおり

(2) 両大会開催中

別記2「両大会開催期間中における実施細目」のとおり

(3) 全障スポにおける連携

上記別記1及び別記2の各実施細目に掲げる業務については、県が実施し、会場地市が協力して実施する。

5 その他

(1) 広域配宿に係る実施業務

国スポにおける広域配宿に係る実施業務については、広域配宿を実施する会場地市町村が県と連携を図り、当該配宿先を所管する関係機関及び団体等と協議し、必要な対策を推進する。

(2) 事件・事故防止対策及び防火防災対策の推進

県及び会場地市町村は、事件・事故防止対策及び防火・防災対策推進のため、関係機関及び団体等に諸対策への協力を依頼する。

(3) その他

この計画に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

「両大会準備期間中における実施細目」

業務内容

県及び会場地市町村が行う業務は、以下のとおりとする。

- (1) 自主警備業務
 - ア 会場管理運営要綱の作成
 - イ 自主警備実施計画の作成
 - ウ 自主警備体制の確立
 - エ 実地踏査の実施
 - オ 通信体制の確立
 - カ 施設及び構造物の安全対策の推進
 - キ 警備員等の人員確保と事前教育・訓練の実施
 - ク 関係機関及び団体等との連絡協力体制の確立
- (2) 消防防災業務
 - ア 消防防災実施計画の作成
 - イ 消防防災体制（救急・救助体制を含む）の確立
 - ウ 実地踏査の実施
 - エ 通信体制の確立
 - オ 消防ポンプ自動車、救急自動車の配備依頼
 - カ 消防機関と連携した消防防災設備の点検整備及び防火安全対策の推進
 - キ 防火・防災意識の啓発活動の推進
 - ク 関係機関及び団体等との連絡協力体制の確立
- (3) 大規模災害・突発重大事案対策業務
 - ア 大規模災害・突発重大事案対策実施計画の作成
 - イ 情報収集・連絡体制の確立
 - ウ 通信体制の確立
 - エ 両大会に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他の関係者並びに一般観覧者の安全確保及び避難誘導體制の確立
 - オ 救急・救助体制及び医療機関等の協力による救急搬送体制の確立
 - カ 発生した場合の各種対策の周知

「両大会開催期間中における実施細目」

1 実施体制

- (1) 県実施本部に県警備消防防災本部を、会場地市町村実施本部に会場地市町村警備消防防災本部を置く。
- (2) 県警備消防防災本部は開・閉会式会場及び県外競技会場並びに必要なに応じて全障スポにおける競技会場に現地警備消防防災本部を、会場地市町村警備消防防災本部は必要に応じて国スポにおける競技会場等に現地警備消防防災本部を置く。
- (3) 県実施本部及び会場地市町村実施本部は、大規模災害・突発重大事案が発生または発生の恐れがある場合、関係機関及び団体等と緊密な連携を図りながら迅速かつ的確な初動措置を執るとともに、事案の態様、規模等を勘案し、必要に応じて地域防災計画等に基づき、その体制に移行又は連携協力する。

2 業務内容

県及び会場地市町村が行う業務は、以下のとおりとする。また、県は会場地の消防防災活動状況の把握を行う。

- (1) 自主警備業務
 - ア 会場管理運営要綱及び施設管理規程に基づく会場管理
 - イ 自主警備実施計画に基づく自主警備の実施
 - ウ 通信手段の確保、運用
 - エ 両大会に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他の関係者並びに一般観覧者の案内及び誘導
 - オ 関係車両の案内、誘導、交通整理及び駐車場利用状況の把握
 - カ 入退場者管理（手荷物検査、持ち込み禁止物一時預かり等）
 - キ 雑踏警備の実施
 - ク 不審者、不審物の発見と適切な対応
 - ケ 会場施設への不法侵入予防、施錠確認等の管理
 - コ 犯罪行為等、円滑な大会運営を妨害しようとする者への対応
 - サ 迷子、遺失物等への対応
 - シ 関係機関及び団体等との緊密な連携
- (2) 消防防災業務
 - ア 火災の警戒及び初期消火活動
 - イ 火災その他の災害情報の収集、伝達及び通報
 - ウ 会場定員管理
 - エ 会場等における消防用設備等の点検
 - オ 消防ポンプ自動車、救急自動車の配備依頼及び通信施設、その他消防防災業務に必要な機械器具等の配備
 - カ 通信体制の確保、運用
 - キ 救急・救助及び医療機関等の協力による救急搬送の実施
 - ク 火災その他の災害発生時における避難経路の確保及び両大会に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他の関係者並びに一般観覧者の避難誘導
 - ケ 関係機関及び団体等との緊密な連携
- (3) 大規模災害・突発重大事案対策業務
 - ア 発生時における事案の概要、被害状況の把握及び交通情報の収集
 - イ 発生時における両大会に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他の関係者並びに一般観覧者の安全確保及び避難誘導
 - ウ 発生時における緊急車両の誘導及び通行路の確保
 - エ 発生時における救急・救助及び医療機関等の協力による救急搬送の実施
 - オ 発生時における通信手段の確保、運用
 - カ 発生時における関係機関との緊密な連携
 - キ 発生時における県及び市町村災害対策本部等との連携（各対策本部等が設置された場合）